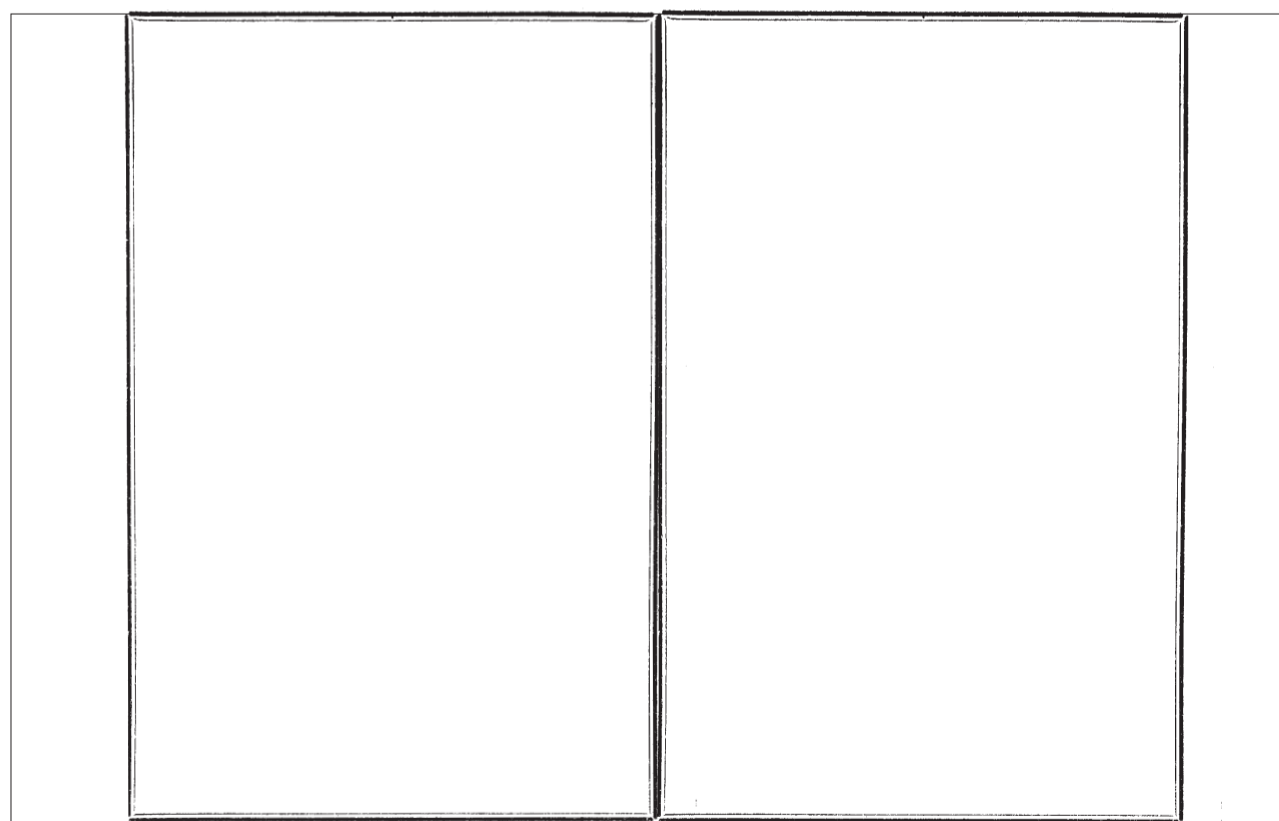
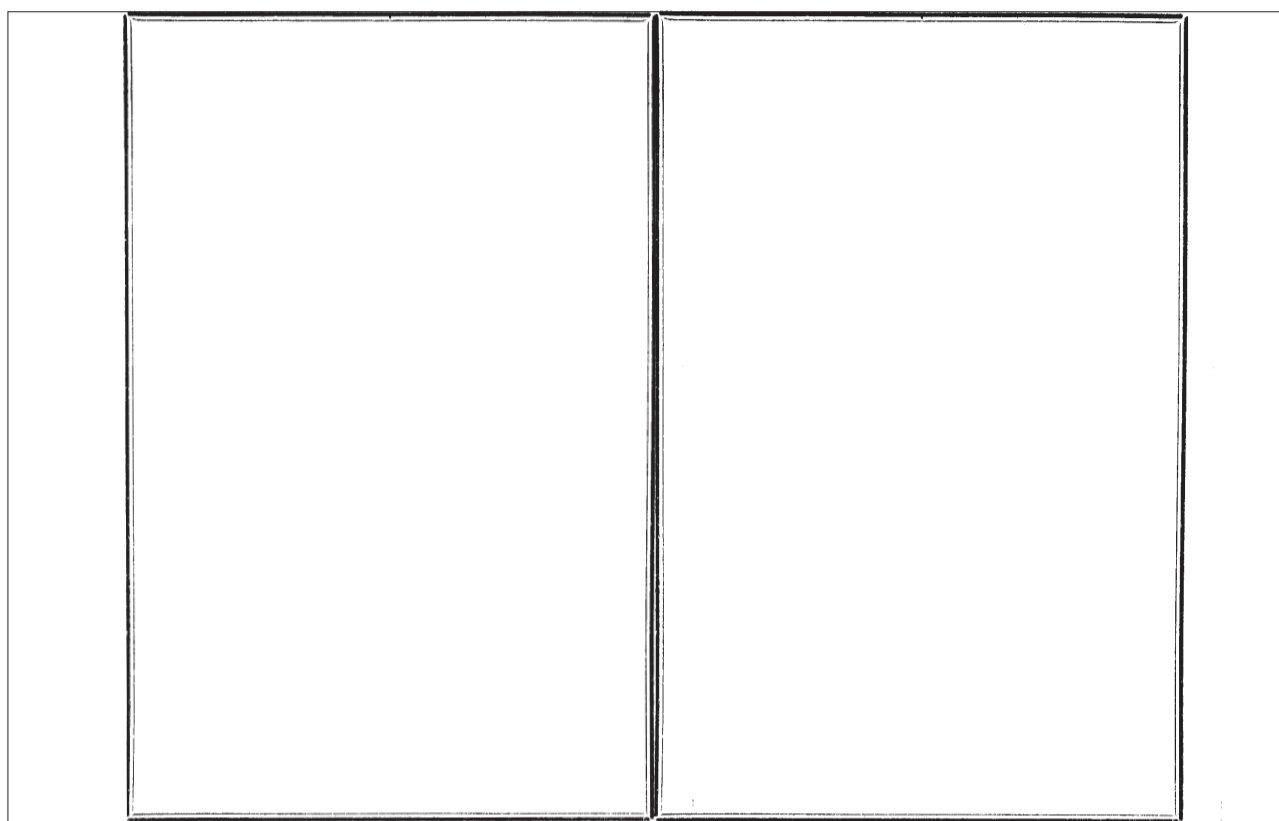


議事速記録第六十八號

昭和十二年第四十二次居留民會  
臨時會議事速記録

天津居留民團



昭和十二年第四十二次居留民會臨時會速記録

昭和十二年十一月二十九日 於天津日本高等女學校講堂

- 一、報告
- 二、御下賜金拜受ノ件
- 三、今次事變ニ關スル諸般報告
- 四、事變關係事務ニ關スル件
- 五、會計檢査報告

議事日程

- 第一、今次賜リタル御下賜金ヲ御下賜金記念事業費特別會計ニ繰入レノ件
- 第二、故田代將軍記念事業費特別會計條例案
- 第三、昭和十二年度故田代將軍記念事業費特別會計歳入出豫算案
- 第四、雜種課金條例改正ノ件
- 第五、公課金督促條例改正ノ件

(1)

- 第六、民團ノ收支ヲ金建ニ變更スルノ件
- 第七、天津居留民團長助役條例改正ノ件
- 第八、天津居留民團助役決定ノ件

一、選舉

- 一、參事會員選舉
- 二、居留民團會計檢査委員選舉

橋本 磯太	遠山 猛雄	山尾市二郎	金山喜八郎
鹿田多三郎	植前 香	小澤 昇	中村三雄
佐々木清一	大内 專	原田萬造	佐々木山太郎
龜澤省朔	上田 茂	清水一太郎	古田治四郎
志村正三	早瀬精一	菊地新一	伊丹關次郎
足立傳一郎	山田榮治	岡本久雄	鹽谷信治
佐藤政作	眞藤榮生	長野 勳	八木忠良
野崎誠近	木下秀良		
白井民團長	出席 吏員		
	小瀬會計主任		
	以下 二十二名		

昭和十二年第四十二次居留民會臨時會議事速記録

午後八時二十分開會

議長(遠山猛雄君) 開會の時刻が大變遅れまして申譯ございませぬ、只今出席議員數二十九名でございます、法定の數に達しましたから之より開會致します、尙恒例に依りまして總領事閣下の召集の辭がございませぬから暫く御清聴を願ひます。

堀内總領事(登壇) 拍手

茲に第四十二次臨時民會が開かれるに當りまして監督官廳として一言申し述べます。昨年の今頃民會が開かれた時に私が總領事として初めて夫に臨みまして、其の時に所感を述べました、其の所感私の記憶に依りますと、今や華北明朗化が其の緒について居る、従つて今後北支に於ける邦人の各方面に於ける活動、發展は目覚ましきものがあります、此の北支に於ける邦人活動の中心地である天津に於きましては色々の邦人活動に對する施設を充分に行はなければなりません、従つて民團としても之に對應すべき充分の施設をして頂きたい、此の意味に於て民會議員の皆様に充分の考慮を願ひたい、といふ趣旨を述べたと私は記憶して居ります、此の私の述べた處は余り根據がない譯ではなかつたのでございまして、爾來當方面に於ける所謂北支明朗化、其の實地は即ち日支共存共榮の進展、語を換えて見れば邦人の北支に於ける進出といふものは相當觀るべきものがありました、之は私が具體的に説明しなくとも皆さん御承知の事と思ひます、邦人の此の北支に於ける發展が段々歩を進めつ、ある時に當つて、之に對する南京政府の色々の反感が募りまして、之が堪じまして今回の事變になりました、此の事變

(3)

に處しまして帝國官民に於きましてはどうしても支那の此の反對を押し切らなければなりません、押し切つて日支親善即ち兩國の共存共榮を實現する爲めには非常な人的、物的の犠牲を拂つて之は成し遂げなければならぬ、斯ういふやうな國民的信念に基きまして此の事變に對處するといふ事になりました、其の結果は御承知の通り舉國一致の努力に依りまして、今日は當方面に於きましては皇軍の向ふ處敵無く、遂に黄河の岸に立ち山西、河北及び綏遠、之等の宏大なる地域は我が皇軍の武威に服して之が治安も相當に維持されるといふ状態に、又中支方面に於きましては近々南京、杭州之等を克服しまして、茲に支那の、或は國民政府の心臓部といふべき宏大なる地域を我が軍の統制下に置くといふやうな状態にあるのであります、此の後始末を如何にするかといふ事に付きましては官民共に慎重に今や考究して居ります、併し今や此の考究の結果は恐らく北支及び中支に於ける我が邦人の發展といふ事は、どうしても從來より以上に倍加的に進み得るといふ結果になるだらうと私は信じて居ります、即ち當方面に於ては既に相當の進歩を示して居ります、北支に於ける邦人の發展は未だ事變の終結を見ぬ事變中と雖も着々と其の歩を進めつ、あるといふ事になるのであります、従つて去年私が今頃の民會に於て述べた通り、邦人活動の中心である天津に於て我々同胞の活動に極めて必要なる基地、根據地——之を作るといふ意味に於て當民團は色々の膨脹或は擴大的の設備をしなければならぬといふ事は、今日私が説明に及ぶ必要のない迄に倍加された譯であります、従つて各方面に於ける民團の施設も強大、擴張、強化といふ事に付ては充分の御考慮を願ひ得るものと私は信じます、尙今回の事變に於きまして私が當民團の活動に付て始終見聞して居る處に依り

(4)



(9)

○民團長(白井忠三君) (全員起立)  
曩に長き遊りに於てせられましては北支派連軍の軍状視察の特別の思召を以て、四手井樺武官を當地に御差遣になりました事は皆極も夙に御承知の事と存じます、當武官には十月二十五日當地にお着きになりまして、隨て翌二十六日當地領事館に於きまして私並に民團正副議長、參事會諸君共に列席の席に於きまして、總領事閣下を通じて厚き思召の下に金二千圓を、當民團の有利な事業に充てるやうにといふ宮内大臣の思召と共に拜受しましたのでございます、直ちに參事會諸君にお諮り致しまして、取敢えず此の御下賜金は銀行に預金致してございまして、今後の之の使ひ方といふやうな事は、次の議事日程に上せてございまして、只今監督官の御訓辭にございまして、我々は一層感奮、此の厚き思召を充分に奉戴致しまして、各自の本分を守りまして第一線に充分の奮闘を致したいと存じます、之を以て報告を終ります。(全員着席)

(10)

○議長(遠山猛雄君)  
次、事業ニ關スル諸般報告  
○民團長(白井忠三君) 登壇  
御承知の如く通常民團に於きましては事務報告といふ報告議題の下に、一ヶ年間の事務の報告並びに將來の方針といふやうなものを申上げる慣例になつて居りますので、臨時民團に於ては其の必要がないといふのではございませぬが、從來極めて簡單なる報告のみでございまして、今回は正に未曾有の事變に遭遇致しました民團當局と致しましては之に對處すべく全力を注ぎましたが、事變の事項でありまして、正規の法規に依る臨時民團の召集などを以て皆様に一々御協賛を仰ぐの時間がございませぬ為め、多くは専斷決行といふやうな事に己むなく立ち至つて居りますので、此の機會に一應夫らの経過の報告を申上げて置きたいと思ひます、尤も之は參事會諸君の如きは別に會議でなくとも常に民團にお出で下さうな事柄に御協力をお願いしました、大體新聞などにも時々報告されて居りますから詳しい事を繰返す必要もございませぬが、民團の記録に留めず趣旨に於きまして一應簡單に申上げたいと思ふのであります、此の事變の對處経過に入りませぬ前に前民團でお約束を致しました民團の機構改革といつたもの、経過を先づ申上げたいと思ひます、丁度前臨時民團の直後から私が上海、青島、濟南の各民團を視察調査して歸つて参りましたのが六月二十九日でありました、夫が七月の六日であつたのであります、圖らざりき翌七日の夜には蘆溝橋事變が突發致しました、間もなく當地は誠に騒がしい状態となりました、實は新なる機構の下に配置しました吏員はまだ事務の引継も致さん内に今回の事變に遭遇致しました為め、機構改革の實際の経過がどうなつて居るといふと申しますと、殆ど實績を見るに至つて居ないのは甚だ遺憾でございます、漸やく事變の關係事項も稍々閑を得まして九月末頃から民團本來の仕事の方へと新機構の下に徐々に仕事を進めて居ります

(11)

が、只今申しますやうに全幅の機能發揮といふ時期になつて居りません、只今努めて整理を進めて居りますのが滞納金の處分でございます、之は事變關係でもありまして告知書の發送も遅れ更に停滯を加えんと致しましたので、稍々事務の平常に復しますと共に全力を此の方面に注いで居る次第でございます、從つて此の臨時民團にも一、二の斯ういつた關係の緊急議案だけを提出致しまして御協賛を求め居るのであります、實は前民團にお約束致しました施政の研究改革といふやうなものは全く手を付ける事が出来ません、上海、青島で集めて参りました資料は其の儘で檢討の手も付けて居りませんが、之は來るべき通常民團以前迄には大体に於て方針だけでも決定したいと考へて居るのであります、斯様な状態の下に現在民團の人事關係は相當の膨脹を致して居ります、此の點は御了解を得たいと思ひます、實は機構の改革前の日本人の吏員の總数が七十人だつたのであります、機構の改革後と共に入十名の増員を致しました、そこで今度の事變が突發致しまして事變關係臨時雇を入れて一百名を一名超過して居ります、尤も此の内には約七人の防疫關係の傳染病豫防の防疫關係の人を加へまして居りますが、其の外例の洪水關係の臨時雇入れを加へまして臨時雇入れが十二人ございまして、結果八十九名であります、新機構改革前に比較しまして十九人の増員を見て居ります、經費の方面では結局機構改革前の毎月の人件費八千五元程が一萬元を少し超過して居ります、尤も此の内には此の前の民團で申したやうに將來の吏員の下級者の待遇をよくしたいといつた意味の増員を加へてありまして、約八千五元對する二千元、二割五分程の人件費の増加になつて居ります、此の事を御報告申して置きたいと思ひます、其處で只今申すやうに時局に關した事務の経過でございます

(12)

が、此の未曾有の大事變に遭遇しましたる民團と致しましては、在留民僅かに一萬數千名でありますので内地の各都市の如く澤山の居住者の居るものでもありません、恐らく我々の努力に拘はらず其だ充分でない點があつたと考へるのであります、併し乍ら私共の側から考へますと民團の當局に對して所謂兄弟機關の共益會、在留軍人會又各町内會國防婦人會を始めとしての各婦人團體から各學校の生徒諸君、といつた天津の在留民の男女老若を問はず、總て事情の許す人が誠私奉公の觀念を以て極力後援の奉仕を務めたといふ點に於ては頗る遺憾の點はなかつたと思ひます、成果の充分でなかつたといふのは所謂頭數の少なかつた爲め充分に御用立て出来なかつたといふ點にあるのであります、私共の精神、誠意は充分に各方面の御認識を得たものと聊か自ら慰むる處があるのであります、大體に於て致しました仕事の順序を申上げますれば、先づ第一に出動軍に對する迎送接待といふ事でありまして、次いで宿舎割、續いて糧食の給與のお手傳ひといつたやうな事が軍に對する當初のお仕事でありました、其後戦端が開かれました以來負傷者の救護、慰問といつたやうな場合の婦人會員各位の御協力が非常に大きかつたのであります、皆様に御承知の事でありまして一々詳しい事は申上げませんが、九月の中旬頃に軍兵站部の諸般の準備が整ひましたので我々のお手傳ひは樂になつたといふ譯でございます

(13)

をされましたが二十六日には再び召集されまして、そうしてつと續いたのであります、二十九日午前二時に至りまして御承知の如く當地の襲撃を受けると共に義勇隊員全員の召集が行はれまして、三百八十名の方々が此の召集に應せられまして、第一回の召集者四十名を合せて四百二十名の方々が御承知の如く大部分は防備員として、自ら銃を取つて第一線の正規の軍隊と警察の方々と共に防備に當られましたのであります、此の外に所謂半島同胞の朝鮮人諸君を以て組織されました特別班といふものがありまして、約百五十名でありまして七月の二十日に結成式を挙げられまして、七月二十九日の夜から第一線の警備と同じやうな任務に服されたのであります、幸いにして非常に危険なる第一線に就きました警備班の諸君には死傷共になつたのであります、此の特別班の半島同胞の白孝哲君は不幸にも東停車場の勤務に従事中敵弾の爲めに倒れられまして名譽の戦死をされたのであります、之は我が民團の義勇隊が組織されましたから初めての犠牲者として史上に永く其の英名を残される事項であります、民團の正規の規程の許す範圍に於て慰弔を致しましたのであります、天津の四圍が敵襲を受けました事に付きましたは詳しく申上げるには餘り耳新しい事でありませぬから省略致しますが、只今云つたやうな義勇隊、警備隊及び正規兵といつたもの、指揮に當られましたのが天津の警備隊長として小笠原少佐——今度少佐になられました——次いで此の第二聯隊長の室嶋防衛隊長、此の間に高木防衛司令官、此のお三人が直接の警備をやつて居りました、此の内の小笠原隊長に室嶋司令官は相繼いで内地にお歸りになりましたので、聊か民團と致しましては感謝、記念の意を表する爲めに夫々記念品を贈呈したといふ次第でございます、斯ういふやうな問題の外に

(14)

事變關係に派手でない仕事であつて、民團並びに主として町内會の手を煩はして日本の郵便物の取扱ひがございました、可成り長い期間に亘りまして随分疲勞な御努力を煩はしましたが、本月の二十五日限りで町内會員の郵便物配達といふ仕事も終了致しました、總て舊支那郵便局の手に依つて致される事になつて居ります、之に對しては民團としては衷心からお憎折りました諸君に感謝の意を表する次第であります、其の次ぎには所謂居留民の糧食の配給、又租界内に居る支那人諸君への主食物たるメリケン粉の配給といつたやうな事を御承知の如く致したのであります、之に付きましたは民團の一方の財源を流用致しましたといふやうな專斷の事も取らつたのであります、之等の收支に付きましたは別段缺點といふ事になりませぬし、幸いに幾分の餘裕があるやうな結果になつて居ります、此の餘裕は追つて軍の慰問、恤兵といつた方面に振向けたいと思ひます、詳しい数字に付ては後刻會計主任から御報告申したいと思ひます、此の食糧配給は最初御承知の通り之又町内會委員のお手を煩はして各戸への配給をするといふ方法に依りましたが、段々租界内の此の道の營業者のお仕事に移す方針と致しまして、各小賣商諸君を指定致しまして、そうして賣價を公定致しまして皆さんの需要に應ずるといつた方法を探つて居りますが、此の點尙充分御利用下らない方面もあるやうであります、又小賣商の取扱ひに不十分な點もあるやうに考へられます、御遠慮なく御利用又不充分の點の御注意を頂きたいと思ひます、大體の斯ういつた仕事も軍の輸送が終りますれば元より必要がないのであります、如何せん只今では輸送状態が平常に復しませんので、只今二月一杯の主食物だけは用意するといふ方針で取扱つて居ります、其後の状態は如何になり

(15)

ますか、之は總領事の御發案の下に物資對策委員會といふ、領事館、軍、民團並びに主なる貿易業者、船會社の諸君と共に對策を研究した結果斯ういつた取扱ひを致して居る譯でございます、そこで段々さういふ天津に於ける事態は平常に復しつゝあるのではありませんが、さて時局の前途を考へます時に甚だ前途遠慮の感があると思ひます、私共は今日迄數ヶ月間は幸いに居留民全体が極めて緊張して斯ういつた行動の下に従事する事を得ましたが、尙此の上とも此の緊張といふ事に付ては一層の緊張を加へて各自夫々本業に勵みたい、といふ事を此の際一言付け加へて置きたいと思ひます、夫から時局と直接の關係はありませんが、所謂餘波を受けて起つた問題に防水と防疫の二つの仕事がありました、防水の方は御承知の如く二十一年振りの大降雨が可成り河北、河南、山西の各方面にあつたが爲めに、八月上旬頃から上流各地の支那軍の手に依つて堤防を破壊されたが爲め當地に危険を感じて來ましたのが九月下旬頃からとなりました、一時は御承知の如くに支那街の例の南運河に沿ふた方面では、軍並び治安維持會が澤山の土嚢を以て日に夜に堤防を段々高めまして漸く水を防いで居るのであります、我が租界のバンドを除く所一尺四、五寸迄白河の水が高まつて來ました、御承知の通り英、佛租界の如きも一時は白河に假の堤防を築きましたといふやうな状態でありました、幸い軍の行動中でありますから軍當局にお願ひ致しまして、獨流鎮の更に南方に於きまして新に決潰致しました決潰目の外に人為に相當の決潰目を作りまして、河に沿ふて天津を襲つて來ます水位を低めて白河の全面からの溢水は幸いして免れましたが、御承知の方も多しと思ひますが、天津の各租界の西南方を圍んで居る外堤防の如きは一時大洪水が押しかけて居ります、大正六年の一番高か

(16)

つた水位は十五尺八寸大活データーとなつて居ります、今度は一番高いのは大活データー十四尺七寸五分であります、約一尺大正六年の時より水位が低いのであります、併し乍ら此の氾濫して居ります面積並びに水の量といふものは大正六年に較べて寧ろ夫より多いといふ事に想像される、と其の道の人々は云つて居るのであります、然らば今後此の水がどうなるかといふ事を考へますと、大正六年の成績から申しますと高くなつたのが九月二十五日に六年の水が押しかけて來たのであります、十月の二十八日約一ヶ月後に九寸程減つて居ります、夫から約一ヶ月過ぎまして十二月二日には十二尺五寸に其の水位がなつて居ります、結局結水しました時に其の儘十二尺五寸大活データーといふ水位を以て結水したのであります、本年は十四尺七寸五分といふのが十月二十五日で、今月で丁度一ヶ月になりましたが十三尺五寸といふ水位であります、併し之は御承知の如く風が少し強く吹きますと、三寸の水位は高まつたり低まつたりしますので正確には申せませんが、大正六年と同じやうに一尺一月に減つたので、此の状態では來月の下旬になれば十四尺五寸大活データーの儘郊外の洪水は結水するものと想像されるのであります、そうすると來年以後當天津の色々の産業も開發され建築工事等も盛んに行はなければならぬ時に、租界外の煉瓦窯が水につかつてゐるため煉瓦の供給が明年は不圓滑であるといふ事が、我々が天津の色々の産業を考へる上に考慮に入れて對處しなければならぬと思ふのであります、此の外堤防の周りに來て居ります水が若し外堤防が決潰すれば直ちに我々の各租界にと押し寄せて來るのは申す迄もありません、此の外堤防の維持、保護といふ方面には只今治安維持會が其の衝に當つて居られます、其の費用等も洩れ聞く處に依ります

ば百十數萬元に達して居るさうであります。我が民團と致しましては此の方面に於ける協力といふ事は致して居りますが、直接に助力をするといふ處まで至つて居りませんが、此の點も幸いに結水してしまつて來年の解氷迄は心配はないといふ事であり、から此の儘で行つて財力の餘つた處で何らかの考慮を加へて治安維持會に感謝をする、助力の一端をしなければならぬといふ考へて居ります。此の洪水の結果最も喜ばしい事は白河の増水した事でありまして、白河の中の水位が吃水一如何なる處でも十六呎以上の船が如何なる場合でも如何なる處でも入り得るやうに深くなつて居るのであります。不幸にして河の中から押し流されて居ります泥がバーに於て堆積して居りますのでバーの深さが充分でない爲めに汽船の通航を妨げて居る現狀でございますが、之は自然の力と人力を加へまして追ひつゝと好くなつて参ります。十數年前の如く長城級の千噸級の船が來年は入つて來るのを期待し得ると思ひます。悲觀論者の見處では來年の六、七月頃だらうと云ひますが、樂觀する者は三月頃迄には解氷と共に入り得る事とならうと云つて居ります。何れにしても十尺位の船しか入らなかつた天津に長城級の船が入り得るといふ事は喜ばしい事、此の利益は皆様が共に受けられる譯であります。其の次に防疫の經過を申し上げますが、元より御承知の如く戦争といふ事と傳染病の流行といふ事は常にくつして居りますが、本年は戦争の影響と申すべきか久しぶりにコレラが塘沽に入つて來まして當天津市も一時非常に危険な状態になりましたが、幸い防疫當局の各方面の御努力に依りまして、僅かに邦人中三名を今日迄發生して居る以外市中には夫以上の蔓延を見ませんが其の三名も孰れも生命に別状なく経過して居ります。もはや氣候も斯ういふ事になりましてコ

レラの方は以上の蔓延はない事と考へられます。只チブスの方は非常に一兩日前迄も非常な勢いで猖獗を極めました。療病院の施設なども不充分でありまして今後の罹病者をどこに收容しやうかといふ處迄立ち至りました。どうもコレラに對する恐怖心は誰方も感へてありますが、チブスに對しては敏感でないと思ひます。豫防注射等が十二分の徹底を見ないのであり、之は斯ういつた際でありまして自他共に相戒めて、斯ういつた病源を之以上増やさないといふ意味で居留民各位の御自衛並びに御協力といつた事は是非共願ひしたいと思ひます。更に序に一言報告して置きたいと思ひますのは曙街に於ける檢査の實施でございます。此の問題は古い方は御承知の如く随分長い間度々問題となつたのであります。今日の時局の推力に依りまして解決致しまして實施される事になりましたのは公衆衛生の見地から誠に喜ぶべき事と思ひます。民間當局と致しましては之に伴ふ設備といふ事が遅れて居ります。此の際此の點は十二分に研究して一方に行はれます處の檢査制度を充分効果あらしむべき設備を調へたいと思ふのであります。例へば婦人科の先生が民間の療病院には元より居りません。今後斯ういつた婦人科の先生を民間にも備へるといつた事を考へなければならぬと思ひます。新參事會員の創立と共に直ちにお諮りして適當な處置を取りたいと考へて居ります。序に申し上げますが時局以來曙街を除きまして各所に此の種の營業者が激増致しまして、本年の六月には數ヶ所を合して百十四名の酌婦業者でありましたものが只今は千二百二十三名といふ多數が曙街以外に居られます。丁度十倍以上になつて居ります。従つて民間が檢査費といふものを徴して居りますが夫が六月一ヶ月は五十七元といふものが只今は五百六十元程毎月徴收されて居ります。斯うい

つた事から今申すやうな婦人科の醫者其の他色々の設備をするに付ても、新たに民團の支出負擔を見なくても斯ういつたものから賄つて行く事が可能だらうと思ひます。之は來年度の豫算の編成を俟たずして今般選出される新たな參事會員諸君にお諮りして適當なる處置を講じたいと思ひます。此の點豫め御承認を得て置きたいと思ひます。大體時局關係はさういつたものであります。前民會來約束してました事で實行に至つて居りません問題が三つばかりございます。第一は施政三十年記念式の舉行といふ事でございまして時局柄之は無期延期と致して居ります。時局の成行きを見まして或は來る通常民會あたり具體案が提出されると思ひますが、三十年史の編纂といふ事は近い内に然る可く方法を講じて資料の蒐集といふ事から着手して行きたいと思ひます。第二の問題は民會議員選舉の級別制の可否を調査するといふ事を御建議に依つて任された懸案でございますが、時局柄第一回の委員會も開かれませんが、明年が改選期でありますから遅くも來年の五、六月頃迄には何れかに意見を決定すべき事でありまして、委員會を作つて研究を託したいといふ考へてあります。今一つは例の道路の幅員擴張の方針を決定して領事館に指令の發布を申請するといふ懸案であります。御覽の如く今日のやうな非常なトラツクの激増といふ事から租界の道路は誠に危険な状態でございます。現在の状態に適應すべく擴張するといふ事は將來必要であらうと思ひます。現在の状態に擴張するといふ事は將來必要であらうと思ひます。時局の關係で之ら委員會等も度々開く事が出来ませんので成案を得て居りません。來年の四、五月頃になりますれば 關係

の色々の建物が將來内地から進出されて來る會社並びに個人間の建物が租界内に段々と買収されて居るやうな状態から、早く此の方針を少しづつでも確定しませんが擴張する部分の困難を將來残す次第でありますので、出來る丈け早く成案を得たいと考へて居ります。最後に申上げた事は財政の一斑であります。事變の勃發以來繰延べて差支へない支出は繰延べました元より繰延べましたものだけでは時局の關係の支出を償ふに足りません。他の一方には無論滞納と云つたものも段々増えて居ります。支那人側の工巡費の如きは租界から外に移つてしまつた爲めに其の歸るのを俟つて取り得ませんもの、取り得ませんものといふ見込みは充分に立つて居りません。之は何れ細かい数字を後から會計主任が申上げる事に致しますが、何れに致しまして先刻監督官の御訓示にもありましたやうに、天津居留民が激増の趨勢にある事は疑ひない處であります。現在警察に届出られた数字を調べました處本月の二十四日迄に一萬六千何んといふ数字であります。之は一寸想像よりは非常に少ない数字のやうでございますが、實際に居住届の出たものが之だけであります。居住届の出ない方が更に多いと思ひます。斯ういつた方面の整理を致しますれば民團の各種の課金の増收といふ事は想像されるのであります。現在の状態では確たる見込みを申上げる譯にも行かないのであります。御承知の通り内地から當地への渡航が嚴重であつて一ヶ月平均千人増えて居る状態から見まして、此の制限が弛みした時には何萬、五、六萬といふものは殺到するのではないかと思ひます。斯ういふ事に對處して民團の將來の基礎をどうするかといふ事を充分に研究致しまして、來るべき通常民會に於て夫々の案に付て御協賛を願ひたいと思ひます。餘り長くなりますから簡單に申上







○午後十時十五分再開

○議長(遠山猛雄君)

之より開會致します。

○議長(白井忠三君)

先刻御報告申し上げました通り、特別の思召しに依りまして此の御下賜金は先に頂戴致しましたので、御下賜金の記念事業費特別會計へ合せて居ります。御承知の通り先の御下賜金に付きましては其の總額を一萬元に達する迄毎年一般會計から繰入れを致しまして、さうして適當な思召しに叶ふやうな事業に使ふといふ事に決まつて居ります。今回の加へると略々一萬元に近くなる譯であります。尙若干の不足があるのであります。之を十三年度の特別會計に一般會計から若干の繰入れを致しますれば一萬元に達するのであります。併し乍ら居留民の激増の趨勢に鑑みまして、尙當時一萬元を目標と致しましたのを今少しく金額を増して事業を致した方が宜しくはないか、といふ風な内意もありませんので、來る通常民団迄には更に目的の事業を定めまして夫に叶つた金額として提案御協賛を得たいと考へて居ります。今次の分は前の分に繰入れるといふ事に付ての御協賛を得たい次第であります。

○議長(遠山猛雄君)

賛成者多数のやうでございますからして讀會省略して可決確定して宜しうございませうか。讀會省略可決確定、議案第二、第三は議案の性質上一括して議題に上せたいと思ひます。

○議長(白井忠三君)

議案第二、故田代將軍記念事業費特別會計條例案  
議案第三、昭和十二年度故田代將軍記念事業費特別會計歳入出豫算案  
之は條例の第一條、第二條に示してございませう通り故田代將軍の思ひがけない御逝去に伴なひまして御遺族から、天津關係の事變に戦病歿した人々の忠魂碑とか忠靈塔とかいふものが企てられました場合其の一部に加へて貰ひたい、といふ事で領事館を経て民團に頂戴致しました。俗に申します御香典返しといつたやうな意味も含まれて居るのであります。其のお考へを本と致しまして隨て當地に適當した斯ういつたものを將來建設するのが好いのではないかと思へます。之に對して全體の規模其の他の事は決定して居りませんが、斯ういつた特別會計の下に斯ういつた事業をしたいと考へまして提案した次第であります。第二條の但し書に「民團長ハ右決定ニツキテハ審査委員會ヲ設クルコトヲ得」となつて居りますが、之は「設クベシ」の考への下に是非共委員會を組織しまして、其の御審議の上で規模、方法等は決定したいと考へて居ります。どうぞ御協賛を願ひます。

○議長(遠山猛雄君)

御異議ございませんか、(異議なし)本議案を讀會省略して可決確定と致します。

議案第四、雜種課金條例改正ノ件

之を議題に致します。

○議長(白井忠三君)  
之又極めて簡單でございますが、参考として別にお配りしてございませう通り、從來の雜種課金の第一條は專管居留地の地域内に限つて居りますが、事變以後の現状は專管居留地の地域外に斯ういつた種類の營業が段々と興つて來ましたので、地域内と外に於て其の負擔が違ふといふ事は公平な負擔になりませぬので、至急に此の改正を行ひたい譯で此の臨時民團に提出した譯であります。尙此の課金に付ては多少率其の他に付て尙研究して改正の必要がないかと考へて居ります。尙先刻一寸申上げましたやうに一般の税制を整理します時に合せて考へまして、通常民團に提案出來ますならば提案したいと思ひます。即ち率等は現行の儘只區域を專管居留地以外に及ぼすといふ精神になつて居ります。どうぞ御審議、御協賛を願ひます。

○山田榮治君 此の民團の地區とあるのは之はどのいふ風に解釋して居るのですか。  
○民團長(白井忠三君) 民團法を行つて居る地區といふ意味です。  
○山田榮治君 さうすれば天津市内だけですな。  
○民團長(白井忠三君) 天津の日本租界の周圍、境界より二里以内。

○山田榮治君 日本里數の……

○民團長(白井忠三君)

さうです、實は夫もつまり領事館にお願ひして今少しく擴張するやうになつて居ります。  
○山田榮治君 さうすると大體今の營業此の全體にかゝつて参りますか。  
○民團長(白井忠三君) はア。

○議長(遠山猛雄君)

御異議ございませんか。(異議なし)  
他に御意見がございませんか。(異議なし)  
本案も讀會省略して宜しうございませうか、議案第四、讀會省略可決確定。

○議長(白井忠三君)

議案第五、公課金督促條例改正ノ件  
之を議題に致します。

○議長(白井忠三君) 登壇

本案は現に此の條例がありますのを改正するのでございますが、其の現行條例は茲に参考としてつけてございませう通り明治四十二年三月三十一日發布して其の儘になつて居ります。實情は督促條例を一つも使はないといふのが從來の状態であつたのであります。居留民も段々増えて參りまして、そういつた何と申しますか情實に流れるやうな方法では到底整理がつかませぬ、此處に條例の實行を致しますといふ事を改めて一般にお知らせする意味も含めまして此の改正

(34)

(33)

案を提出致しました、其の改正の要點は第一に、手数料一通につき十仙となつて居りましたのを内地の總て斯ういつた規則には二十仙になつて居りますので二十仙に改めた譯であります、第二に督促を二回した後強制執行するとなつて居りましたのを之を内地の例に依りまして督促一回で處分をするといふ風に改正した點でございます。御審議を願ひます。

○山田榮治君 第七條に國稅徵收法に依り、即ち民法施行規則第八十八條の處分をするといふのは、支那人に對して適用しますがどうかお伺ひ致します、若し支那人に適用しないと致しましたら選舉權の方に日本人だけは制裁を受けて、支那人は制裁は受けないといふ風にお考へになつて居りますか。夫から實際の條例の適用が從來、現在の水道或は電燈なんかの停止處分が人に依つて左右されて居るやうな弊害があります、さういふ點がどういふ風にされる、運用されるか、以上三つに付てお伺ひ致します。

○會計主任(小瀨 巖君) 只今御質問の支那人に適用されるといふ點に付てお答へ申上げます、租界内に於きましては當然支那人に對しても民團の行政權が及ぶので、屬地的な行政權でございますから當然支那人も其の行政權に服するが故に税を納めるので、其の税を納めない場合には國稅徵收法に依る處分を致しますのは日本人、支那人何れも變りはないと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 第二、第三は私からお答へ申します、第二の問題は無論支那人の選舉權も奪ひます、第三の問題は從來何か其の邊に手心のあつたやうなお説でございますが、今後はさういつた事は從來ありまして今後さういつた取扱ひを致しません考へてあります、さういつた意味で整理課といふやうな處には情實的に流れる事を感れまして、整理課長といふ者は新たに内地から招聘致しまして課長になつて居ります、全然さういふ弊害のないやうに致します。

○山田榮治君 さう致しますと先程會計主任より御報告がありました滞納の分にも此の法を適用なさいませうか。

○會計主任(小瀨 巖君) 先程御報告申上げました滞納は過年度の昭和十一年以前のものが滞納として繰り越されて居るのであります、其の當時に於きまして督促が不充分だつた點もあつたのであります、昭和七年八年といふ古いのが滞納として残つて居るのであります、督促が不充分であつたといふ點は民團の手落ちであつて、夫に滞納處分をやるといふ事は民團として甚だ面白くない譯であります、その分に付きましては成る可くならば隨便に協議妥協致しまして諒解の上で解決して行くやうな方法を取る、今後起る分に對しては條例に従ひまして遠慮なく督促して、督促に應じない場合は處分する、今御質問の—先程御報告申上げました—十一年度以前の分に付きましては出来るだけ滞納處分を避けまして、お話しの上で解決して、其の方法に依り難い時に滞納處分に依るかも知れませんが、成る可くさういふ事は避けたいと思ひます。

○山田榮治君 其處に非常に手心が出来ませんかと思ひます、既に今日迄ならばした者は其の儘て之からの者は(シノ)やるといふ御解釋が即ち人に依つて左右されるといふ事になりませんかと思ひます。私は本改正案は至極時宜に適した案だと思ひますが、其の運用宜しきを得ませ

(36)

(35)

んと有害無益の條例になりますから、もう少し進んで斯ういふ人に對しましては本規程の一定の期間を置く事は無論であります、從來のやうに分割して支拂ひをする夫て拂はないでも證書一札入れると解決がつくといふやうなものは滞納を助長するやうな結果になりますので、一律に本規程があります以上は本條の手續きをお探りになつて、而して向きかない者は斷呼として今後の者は無論の事過去の者も處分する、といふのなら私は雙手を上げて賛成したいと思ひますが、古いものは話合ひて許してやる今後のものは(シノ)やるといふ、さういふ一つの規程を二重にお使ひになります精神に對しまして同意致しかねるので、もう一應御再考願ひたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 御尤もな御議論はありますが、多年に亘つて斯ういつた道り方になつて居りましたものを直ちに過去に溯つて致しますといふ事は、どうも日治體として私の考へては餘り適當でない考へるのではありません、併し其の間つまり過去の滞納者に對する手加減が行はれるといつた事は、其の人の事情に應じて或は分納を短かくするか長くするかといふ事でありまして、之は神ならぬ身の或は第三者から御覽になつて不公平等はないとは限りません、斯ういつた場合は充分に御注意を頂いて、妥協であつたならば、適當な理由があつて何故斯ういふ人を斯ういふ程度に許したかといふ御異存の場合があつたならば、之は改めて妥協を仕直しても宜しいと思ひます、何れにしても今既に出て居ります條例を勵行して居りませんから、改正致しますと共に今後の分を勵行して過去のものも適當の方法で整理して行くといふ方針に當局としては致したいと思ひます。

○古田治四郎君 一寸お訊ね致しますが、國稅徵收を施行すれば收稅官吏になる人は誰方がなるか、もう一つ山田氏の話に關聯しますが、前の選舉に於て滞納者がその選舉權を失つて居つたが、若しも滞納處分命令が出来て、處分済みになつた人はどう取扱ひになりますか、舊に遡らないといふと自然消滅として滞納者の以前のは自然立消になりませうか、此の點をお伺ひ致します。

○民團長(白井忠三君) 一昨年の取扱ひ分のを充分調査して居りませんが、さう仰有ると一昨年の滞納處分は決定した分と決定しない分に何か扱ひ振りの不公平のあるといふお話をせうか、一昨年の滞納處分の爲め選舉權を失つた人は依然として失なふといつた方法で行くつもりであります、昨年の選舉權のある人は滞納がない譯ですが、昨年迄に滞納處分に依つて選舉權を失つた人は依然として失なふ、選舉權の有無といふよりも督促の方法の如何、例へば強制執行迄するかしないか今日がつきりして居ない、其の方の問題として考へて居るので選舉權が復活するといふ事は考へられません。

○古田治四郎君 收稅官吏はどうなりますか。

○民團長(白井忠三君) 夫は民團の吏員でございます。

○古田治四郎君 一寸もう一邊お伺ひ致します然らば民團長が指名された民團の中に於て收稅官



○志村正三君 私は此の本案に對しまして此の實施する時期に付て多少疑義と意見を有つて居るのであります、從來課金の滞納といふ事は屢次噴ましく云はれました事、督促條例を實行するといふ決心を致された民團當局者に對して敬意を表するものであります、然して現在の時局の情勢を見まして之からの滞納者を此の條例でやるといふ事は果して時宜に適應して居るや否やといふ事を私は考へるのであります、現在の日本内地に於きまして、時局に對して國民の精神方面に對する當局者の苦勞といふ事は私は大なるものと思ひます、いはんや現地に於ける我々居留民一般の生活状態、商賈の状況、斯ういふものを考慮して居留民の、少くとも現地に於ける居留民に不平、不満の聲を出させるといふ事は甚だ不同意であります、從來民團の當局者が怠慢の爲めに生じた多額の滞納を、之を此の儘にして置いて之からのものだけを嚴重にやらうといふ事は、一般の居留民納税者はどういふ考へを有つておられるか、此の點を民團當局者は考へて決めたてあります、今日迄督促條例が行はれなかつたのは土地柄といふ事では得なかつたといふ風にも聞いて居つたのであります、其の土地柄で已むを得なかつたといふ事は支那人と日本人と雜居して居る事が已むを得なかつた理由の一つに無いかと思ひます、此の實情は今後も變らぬのであります、此の狀態下に於きまして斯ういふ風なものを今日以後嚴重に行ふといふ事が果して日支間の關係に照し、又居留民の現狀に照して適切なものでありませうか、之を來年の通常民會迄延ばして、要するに時局の或る程度の見通しがつき、居留民の生活状態、商賈の點に付て之ならば行き得るだらうといふ時期を見計らひ(ヒヤク)其の上で實行すべきで、特に臨時民會に於て之を直ちに之からのものに實行するといふ事が居留民の頭はどう響くかといふ事を考へねばならぬと思ひます、特に聞きがすれば此の時局に於て色々の方面の職業も、特別に一部分の者がどうにか商賈をやつて居るが、孰れにしても少ないといふ事を聞いて居ります、斯ういふ實情に照しまして私は此の條例を即時に實行し、之からのものに實行しやうといふ考へに多少の錯誤があらはせんとおぼえて居るのであります、先程からも聞いて居りますれば從來の民團の手續きに手落ちがあつた過去に於ける滞納には此の處分が出来ないといふ風に聞いて居ります、民團の當局者は其處に滞納に對しては手續き上の怠慢を認めて居るのであります、然るに此の怠慢が既に選舉權を、公民權を失なつた者も既に有るのであります、之に對して民團は既に公民權を一人でも二人でも剝奪した者に對して如何なる責任を負ふのでありますか、斯ういふ風な私の見解から行きました公課金督促條例の即時施行といふ事に對しては高考慮を要すると同時に、滞納者の處置といふものは判然とする居留民が之ならば安心といふ風に、特に時局柄でありますから御注意を申し上げ希望を述べさせていただきます。

○會計主任(小瀬 巖君) 只今の御説を伺ひますと、之からの滞納に對しては此の條例を適用して、過去の滞納に對しては之をしないといふ御結論を伺ひましたが、先程から度々申上げますやうに從來のものに適用しないといふのではなく、從來の六千何百圓のものに對して一時にといふやうな苛酷な事はしない、談合ひて出来ない場合之をする、つまり通常民會から問題になつて居ります滞納問題の解決を、整理を早くしたいといふ意味から、今志村さんの仰る様に時期の悪い時であります

が、一日も早く滞納の整理に當りたいといふ考へから、悪い時期をも構はず提案したのであります、之は將來にのみ用ひるといふ意味でなく從來の現在残つて居る滞納にも用ひるのであります、此の案を御賛同頂けましたら適用すべきには適用して整理に着手致します、古い分には適用しないと申すのではありません。

○志村正三君 最初の山田君への御答辯と多少異なつて居るやうに思はれますが、何れにしても過去に於ける滞納を漸次に行ふといふ事になりますと、其の執行をする人に依つて色々情實が起りませんかといふ事が山田君なり古田君の心配して居られる處であります、私も過去に於ける滞納者の、斯ういふ人も滞納して居つたと、名を聞かされてあ、いふ人滞納して居つたのかと感じたのであります、私も相當の滞納者でありましたが、あ、いふ相當の地位の人でさへ滞納するんだから、我々滞納しても大したお咎めもないだらうと私は考へて居つたのであります、一面に於ては若し私は他に何事かつけ加へればいふ事云ひ、尙滞納者の覺醒を促成するものならば拂ふものは拂ふ、己れを空しうして租界の滞納を救ひたいと思つたのであります、斯ういふ條例が出来、將來に於て滞納者が無くなるといふ事は、過去數年間希望して居つたのであります、不平不満を申すのはありませんが、過去に於て相當な人々の滞納者もありません、斯ういふものを其の儘にしてしまつて今後のものに改めて實行するといふ事になりますと、其の間私の抱いて居りました希望は何となく消されるやうな感じがするのであります、夫で先程からも御答辯がありましたやうに、順次に實行するといふ點に付て此の法の適用を人に依り情實に依り左右せんやうに、出来るならば大きな額の滞納者から處分して他の人に模範を示して頂きたい、貧窮人の其の日暮しの者で、あの人から處分したならば可哀さうだといふ人に對しては民團長のお氣持で情狀酌量をして貰つても私共は文句は云はんのであります、過去數年間を通じて滞納者が多かつた、然も相當の人々に之があつたといふ事實に照して、實行方法に對して之を之の事を希望して置きたいと思ひます。

○議長(遠山猛雄君) 他に御意見ありませんか。(異議なし) そうしますと先刻から山田君、古田君、志村君御三人の御意見を聞いて居りますと希望のやうであります、案には御異議がないのですか。

○山田榮治君 案には異議ありません。

○議長(遠山猛雄君) 御希望ですな、異議ございませんか。(異議なし)

○佐藤次作君 只今志村君の現在の事情に照して時期を延ばすといふ此の問題は其の儘になつて居りますが、希望になつて居るんですが、希望として述べられたのですか。

○議長(遠山猛雄君) 單に希望に留まつて本案には御賛成を……。

○志村正三君 此の本條例の發布の日よりの之を施行すとありますが、斯ういふ風な時期でありますからして時期は——實行の時期は……。

(45)

○議長(遠山猛雄君)

二讀會に入つてからに願ひします。

○志村正三君「本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」とございませうが、之を時期を見て民團長に於て此の時期を決めるといふ風にして頂いて、此の時期をもう少し、通常民團の時期位迄に延ばされてはどうかと思ふのであります。先程も民團長の御意見の報告の中に、色々重要な爲すべき仕事を來年の四、五月頃迄延ばして居るのですから、色々民團内の事務の煩雜の爲めにじやないが、斯ういふ風な點から申しまして之を直ちに實行する事なく、通常民團位迄延期されては如何かと思ひます。

(賛成)と呼ぶ者あり)

○植前 香君 私は本案に勿論賛成であると同時に直ちに實行する事を希望するのであります。初めて民團當局が此の點に氣が付いて今から直ちに施行規則の通りに行なつて行かうといふのに、之をお止めになるといふ事は違法を續けて行けといふ事になるので、民團當局として御迷惑であり吾々としても不名譽じやないですか、一面時局柄お困りの方があるかも知れませんが、併しさういふ場合に付ては別に課金、使用料に於て減免をし得る明かな條項があるし、其の會計年度の間にだけ延期して頂く事も出来るといふ特別の取扱ひが民團長に許されてあるのだから、若し斯ういふ必要があつたならば此の條項を適用して寛大な處置を採るといふ事で以て、此の規則はどしどしお氣附きになつたら此の際迄でないやうに此の法に據られん事を希望するのであります。

(46)

○議長(遠山猛雄君)

別に修正の意見もなさらうございませうが。

(原案賛成と呼ぶ者あり)

○議長(遠山猛雄君) 若し修正の御意見がございせんならば、三讀會に移して直ちに採決をとつてよろうございませうか。(賛成) 本案を三讀會に移します。本案に不賛成の方は御起立を願ひます。(起立者二名) 不賛成の方が二人。原案に賛成の方御起立を願ひます。(起立者多数) 多數決、原案を可決確定と致します。

日程第六、避病院敷地譲渡ノ件

之は案の提出者より都合があつて撤回を申込んで参りましたから日程第六は撤回致します。削除して下さい。従つて日程第七が第六となり、第八、九以下七、八と直して頂きます。次、日程第六、民間收支ヲ金建ニ變更スルノ件

○民團長(白井忠三君)

本案は元より非常に重大なる問題であります。然し乍ら又一面本案の色々の経緯を詳しく説明致します事は、現時局柄軍並び領事館當局の御都合もありまして、詳しいいきさつを御説明申

(47)

す事は差控へたいのであります。然して重大議案を押し付けがましく御賛成を願ふといふ事は甚だ矛盾であるやうでございませうが、重大であると共に「民團長之ヲ定ム」之を御説明申すとお判りになる事と思ひます。御承知の通り事變以來日本の貨幣が澤山市場に流通して居ります。此の故に民團の收支は銀であるけれども金を持つて來ても受入れるといふ便法を計りまして、共益會と日々公定相場を發表致しまして夫だけの差額をつけて受取つて居ります。そこで第二にあります「前項實施ノ期日ハ民團長之ヲ定ム」といふのは私が定めるのでなくて、市場の銀價と金價がバーに均等になつた時に建て替へる、其の時に金建に改めるのであります。一錢でも五厘でも金銀に差があり、銀よりも金が廉い時には之を實施しないのであります。金銀が事實市場に於て同價になつて來る、同價といふ事も單に新聞でバーになつたといふ程度でなく、又どの銀行がバーであるがあらはにバーでないといつたやうな、何と申しますか只一部の現象を基礎として決めるのではありません。事實將來北支に於て金幣も銀幣も同價になる、同價になつたといふ事が明かに公認された場合に於て金建に直す、斯ういふ趣旨でありまして、今申す通り極めて重大な議案でありまして而も提案するに至りました経過を御説明出来ん點甚だ遺憾であります。御賛成願ひたいと思ひます。さういつた時代が來た時に、當地に於ては銀と金が同價になつた時銀の儘で好いてはないかと斯ういふ御議論もありませんが、當地の通貨と兩方の銀との間に相當の開きが起つて來るといふ事が或はあるのじやないかと想像されるのであります。そういつた場合に兩方の銀が金よりもずつと下る、そういつた事の影響が當地に波及する事に心配を持ちますので、金銀が同價になつた時を機會として民團の收支を金建に改めて置くのであります。元より金幣でなければ民團は受入れないといふのでなく建前は金にしますが銀幣でも「金百圓ハ銀百弗トス」といふ公定相場の下に同價で金でも銀でも受入れる、斯ういふ事にしたいといふのであります。そういつた時期が起りました時に改めて民會を開くといふ事を豫想致しますれば、必ずしも本案を茲に提出しないでもよろうございませうが、時節柄臨時民會といふ事も餘りに煩はす事でありまして、此の際に御決定を豫めお願ひして置きたいと思ひまして茲に提案した次第でございませう、御賛成を願ひます。

(48)

○議長(遠山猛雄君)

御異議がありませんければ。

日程第六、民間收支ヲ金建ニ變更スルノ件 讀會省略可決確定と致します。 次、議案第七、第八を一括して議題に上せませう。

○民團長(白井忠三君) 登壇

御説明を申し上げます。昨年私が民團長に就任致します時に定められました民團助役條例には「助役ハ名譽職トス」といふ事になつて居つたのであります。此の條例の改正をお願いして「有給ニナス」といふ事に致しました。當時の名譽職規程は、民團の助役は大體置かなければならないといふ解釋の下に、但し民團の經費も一度に増える事でありまして、助役といふものを名譽職の人に誰か頼まうといふ趣旨で決めたといふ事を前提案者から聞いて居りました

が、私は其の後就任後助役といふものは元より必要ならぬに違ひございせんけれども、經費の點といふよりは私自身が民團の細かな仕事を通じて後改めて助役といふものを置きたい初めから二人事務に通じない者を入れても孰れもイロハから始めなければならぬのであります、名譽職の助役といふ事に付きましても考へて見たのですが無論適當な名譽職助役を得る途を伺つたのであります、御研究の結果必ずしも缺員にして置いてはいかんとはいふ事はないから或る時期迄缺員の儘でよいといふ事で其の儘進んで参りました處が、此の時局の突發以來非常な事務が増えまして私一人では到底やり切れません、例へば軍に對する送迎或はお葬式の參會といふ風な事が非常に多くなりまして一人では廻り切れないのであります、其の間故村田主事が突然逝くなりまして局内の總務部の仕事にも非常な手少なを感ずるに至りましたので此の際適當な助役を置きたいといふ事で考へまして、そうして此の次に居りますお手許に履歷書を配布致しました前田鐵雄君に交渉致しまして、同君の内諾を得まして茲に提案致しました、前田君の履歷はお手許にありまして通じ大正七年に東京の法科の政治科出身されて居りますが、其の以前に醫科の方の學問も相當なものであります、其の點其の履歷書に出て居りませんが、その以前に醫科の方の學問も相當なものであります、其の點其の履歷書に出て居りませんが、その以前に醫科の方の學問も相當なものであります、其の點其の履歷書に出て居りましたといふ事は一寸記憶にありませんので申上げ兼ねますが、そういつた事から滿願に入りましたといふ事もありまして、其の後昭和六年以來殆ど地方事務所の仕事にのみ係つて居られて

營口、鐵嶺、公主嶺、三ヶ所の地方事務所長をやつて居られた御歴上、當地の殊に港と、軍との接觸も非常に密接であるといつた關係も、營口の港關係の地方事務も多年やられ、公主嶺鐵嶺に於ては軍關係の接觸も少なくなかつたといふ所を動も上げられた方でありまして、年配は五十才であります、極めて濃厚な方でありまして、斯うした女房役を得まして今後益々發展して行きます民團の事務の整理といふ事を致したいといふのであります、其の點其の履歷書から當初の意志と背くやうな點もありませんが、事情の變化をお考へ下さうなして是非御協賛を願ひたいと思ひます。

○志村正三君 民團長を決めます當初助役は名譽職といふ事にして置いたといふ點には私共は非常に不承儀に思つて居つたのであります、民團長が有給で名譽職の助役があるからと不承儀に思つて居つたのであります、恐らくは有給の助役を置かなければならぬだらうと想像して居つたのであります、其の通り今日茲に此の議案として現はれて來たのであります、民團長が有給、會計主任が有給、それに助役、斯ういふ風な三役が出来ました上からは之らの俸給其の他の給與、之を合算致しますと民團に於ける負擔といふものは非常なものでありまして、斯ういふ事は誠に言ひ難い事でありまして私は公人として忌憚なく申します、私の考へては、民團長が高級を食んで居られるのであります、其の仕様の状況を見ますと交際事務に非常に多忙でありまして、あれでは民團の仕事は何にも出来ないだらう位に考へて居つたのであります、夫が爲めに助役の必要を認め、勿論必要であります、助役がなくては民團の仕事は全く出来ないだらうと推察して居るのであります、此の際助役を置かれるといふ事に付きま

しては何の不賛成もございせんが、併し乍ら一方居留民の負擔といふ事を考へますと、果して茲に有給民團長、有給助役といふ斯ういふ風なものが急に出來たといふ事が居留民の頭に如何に響くものでござらうか、私の少くとも希望と致しましては助役は有給で宜しいが、民團長は少くとも名譽職の民團長としてやつて頂きたい、其處で始めて居留民に對して負擔の軽減をして貰ふといふ處に私の希望はあつたのであります、之だけの高級の助役及び民團長を置きまして、租界の果して之からの仕事はどういふ風な御計劃の下に直ちに斯ういふ風な高級なる處の有給助役を置きなればならぬかといふ事をお伺ひ致したのであります、と同時に民團長の之迄に爲さんと居つた處の仕事、私は通常民團に於て斯ういふ風な仕事、あゝいふ風な仕事をなさるつもりだつた處が今日迄全く其の一つも實行されて居ないといふ事實に對しまして、勿論此の時局に關する種々の事情は察し致しますが、殆ど着手もして居られないといふ此の事實に對しまして誠に遺憾に存じて居る次第であります、此の助役を置かれるに當りまして尙斯く、の仕事せなならんといふ具體的の案をお示し頂ければ、有給助役の設置に對しまして先程申しました通り何等不賛成を唱へる者はありません、此の點をばつきりお伺ひする次第であります。

○議長(遠山猛雄君) そうすると何故有給助役を置くといふ具體案を提案者から……

○志村正三君 有給助役を今日置きますのに何ら將來に對する仕事の見極め、豫定斯ういふものがなくして茲に直ちに多額の高給を拂ふ處の助役を置くといふ事は、居留民の負擔を増加する

といふ意味に於て面白くない、斯う考へるのであります。

○議長(遠山猛雄君) どうも先刻から判然せんですが、具體的の、助役を置く、置いた助役がどんな仕事をなさるかその仕事に對して示されてあれば賛成する、なければ不賛成だといふのですね。

○志村正三君 民團長の、助役を置くといふ事に付て何か仕事の豫定とか、何か斯ういふ事をなさる爲めにどうしても助役が必要だといふ點を示して頂きたい。

○議長(遠山猛雄君) 夫が御質問の主旨ですな。

○民團長(白井忠三君) お答へ致します、一口に申上げれば非常に民團が膨脹するといふ事で、又時局關係の仕事の現状も非常に忙しい、結局、今民團の仕事をして居らんじやないかといふ御非難を頂戴致しましたが、事實現狀では殆ど仕事が出来ないのであります、此の爲めに助役を置いて頂くといふ事をお願ひする譯であります、將來どういふ仕事をなさるかといふ事に付きましては此の春の民會で具體的に約束した仕事がありますが、私一寸思ひつかんのですが、各種の委員會を開いて決定すべき事項が其の儘になつて居るのがあります、之も當然致します、其の他に腹案として考へて居る事項もありますが、具體的に申上げる事は其の時期に達して居りません、目前の非常なる居留民の増加、此の居留民の増加に對する民團の施設といったものを着々進めて行かなければならぬと考へて居るのであります、又民團長、助役の俸給を加えて斯うした民





ります、私が何もしないと云つても私自身が滞納金の調査をする譯ではなく、さうした機構に依つて種々の仕事が進みつゝあるのでありまして、私が何もしない事はもつとしたが出来ないといふ點に助役を必要と考へて居るのであります。之以上は私に對する職務上の不信任といふ事であれば私から辯解を申しますのは心苦しいと存じます。其の點の御議論であれば他の方々との間に議論をお願い致します。私に向つての質問は直接して頂きたいと思ひます。

○山田榮治君 私は敢えて民團長を不信任しやうと考へて居りません、御多忙である點は重々お察し致しまして御苦勞であると思つて居ります、夫が爲めに貴下が仕事を出来んから罷めて頂く等といふ事は毛頭考へて居りません、此の非常時局に處して大いに手腕を振つて頂きたいと希望して居ります、て私は重ねて豫算の點に御質問申上げますが、此の前會計主任を御採用になる時に豫算はどうですかと御質問しましたら豫備費から出すのだといふ事、監督官廳にも其の時希望を申上げて置きましたが、豫備費なるものは緊急に可からざるものに振當てるべく、民會の協賛を経る事なく監督官の許可を得て支出する事を認めたもので、そう濫りに豫備費だからと云つて何でも使ふべきものでないと思ひます、將來採用される時には豫算も一緒に付けて出して下さいと希望して置いたのですが、今度なんかも、先程他の豫算の更正に付ては會計主任から此の民會に出すべく本當の見通しが出来んからといふ御説明を伺ひまして、誠に當事者として御無理からん事と思ひます、更正豫算としての考へは持ちませんが、少くも人件費に之程の人が増えて居り、將來も斯ういふ人を使つて行くといふ以上、又有給助役

(58)

といふ者を置くならば追加豫算なり更正豫算を示して、此の豫算で賄つて行けるといふ見極めをつけて、其の上で人を御採用になる事が本當じやないかと思ひます、只何でもやり繰りが付くから人を備つて行かうといふやり方には少くも公共團體としては我々は承認が出来ないのであります、若し此の案を出しになるならば之に對する豫算を共に出して頂く、夫から仕事の方でございませう、見解の相違といふと見解の相違であります、之は重ねて申上げますやうですが民團長自身が一々なさらなくとも民團には有力なる幹部が澤山揃つて居られますので、一々民團長が出られないでも大局を見てお指圖になれば充分だと思ひます、之は見解の相違ですから敢えて争ひませんが、將來人が入るから今迄ある仕事を増やすといふ形より、仕事が出来たから其の後を追つて人を入れて行く、費用を濫費といふと纏かてありませんが、又濫費にはしませんが、願はくば判然り民團に斯ういふ仕事が増えたから……、夫から之もお叱りを受けるかも知れませんが、參事會の模様を存じませんが、殆ど民團長の獨斷專行ださうございませう……。

○議長(遠山猛雄君)

山田君問題外です、夫を仰るならば發言を中止しますよ。山田君此のポイントが判らんのてお伺ひしますが、豫算を出さなければ不賛成だ、其の外に色々議論が入つて来て結局此の案は不賛成、するとか修正案を持つて……。

○山田榮治君 賛成、反對といふより精神を聞きたいのです、豫算もなしに審議出来んじやないですか、其の豫算を何處から出すかと聞くのであります。

(57)

(60)

○志村正三君 私は此の民團の現在事務に付きまして色々の方面に於きまして御多忙の事はお察しして居りますが、此の際事務變の爲めに仕事が出来ないやうな課がありはしないかと思ふのであります、さういふ處に依つて人員を振向けて行くならば此の際特に助役を設けずとも助役の仕事位得る人が吏員の中に有りはしないかと斯ういふ疑問を持つて居るのであります、民團長には斯ういふ風な點に付きましてお考へはありませぬのでございませうか。

○民團長(白井忠三君)

先刻其の點に關して申上げたつもりでありましたが、村田君が突然逝去致しませんでしたら一年も二年も相當の吏員の増加をやつて行けるといふ考へて居りました、如何せん民團の古い事情をよく知つた、殊に總務の庶務の仕事に精通して居つた村田君が突然逝くなりました爲めに私の體を倍に働いては足りない、倍に働かして居る爲めには結局本來の仕事の方が間に合はない、其處で村田君の補給を入れて居りません、村田君の補給を入れるよりは先づつて助役を入れる點で、其の各課の間に助役になるやうな適當の人が一言にして申上げれば實際居ないのであります。

○龜澤省明君 私は本案に付きましては現在の狀勢上已むを得ないものと思つて賛成でございます、殊に助役就任と致しまして最も適任であり、民團としては生字引に近かつた處の村田君の急逝を見ました今日、民團に助役を置くといふ事は已むを得ないとは思はれませんかと思ひます、今後は益々時局と共に仕事は増える譯でございませうし、先程山田君が話されましたや

(59)

○民團長(白井忠三君)

お答へする範圍でないかも知れませんが、豫算の件なつてゐない本案には賛成出来んと仰有るので、此の豫算を、費用を何處から出すかといふ事に付ては小瀬君の先刻の答辯及び私の只今の説明で盡して居ります。

○山田榮治君 豫備費からといふのでせう、夫は違法だといふのです。

○民團長(白井忠三君)

違法じやないと思ひます、緊急に支出するのであります、緊急に助役を置く必要があるから……、○山田榮治君 民會を開く邊がなかつたと云つても、助役を置く民會は開いて居るから夫は貴下の餘りにも……。

○民團長(白井忠三君)

十萬も十五萬もの更正豫算を早晩通常民會に出します、今は完全な豫算を出すといふ事は不可能であります、夫に一年六千元の更正、追加豫算を出すといふ事は少く一方に偏しはしないかと思ひます。

○山田榮治君 一年六千元でも合計が一仙でも法規に依つて支出すべきに……。

○民團長(白井忠三君)

勝手に使ふのはありません。

○議長(遠山猛雄君)

外に御意見ございませぬか。



昭和十二年第四十二次居留民會臨時會附錄

昭和十二年第四十二次居留民會臨時會に於て議決したる議案左の如し

(一) 今次賜リタル御下賜金ヲ御下賜金記念事業費特別會計へ繰入レノ件

今次賜リタル御下賜金ヲ御下賜金記念事業費特別會計ニ繰入ル、モノトス

(二) 故田代將軍記念事業費特別會計條例案

第一條 前支那駐屯軍司令官故田代第一郎閣下遺族ヨリ忠靈塔基金トシテ贈ラレタル寄附金五百圓ヲ基金トシテ天津關係事變戰病將士忠靈塔建設事業ヲ行フタメ積立金ヲ設ケ之ヲ特別會計トス

第二條 前條建設事業ノ方法、積立金ノ繰入、支出等ハ之ヲ民團長ニ一任ス但シ民團長ハ右決定ニツキテハ審査委員會ヲ設クルコトヲ得

(三) 昭和十二年度故田代將軍記念事業費特別會計歳入出豫算

一、金五百圓也 入
計金五百圓也
歳 出
一、金五百圓也
計金五百圓也 (豫算表省略)

(四) 雜種課金條例改正ノ件

雜種課金條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第一條本文ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
「帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ本民團ノ地區ニ於テ左ノ營業又ハ業務ヲ營ム者亦同シ但シ外國ノ政府又ハ公共團體若ハ之ニ準スヘキモノニ同種ノ課金ヲ納付スル者ハ此限リニアラス」

理由

近時北支方面ニ於ケル邦人ノ發展ニ伴ヒ租界外ニ各種ノ營業者續出スルノ傾向次盛トナリツ、アリシニ偶々今此事變後ニ於テ租界外殊ニ華街、特別區方面ニ於テ雜種課金ヲ負擔スヘキ種類ノ營業者激増シツ、アルノ狀況ナリ。而シテ此傾向ハ永續セラルルモノト認ムルヲ以テ茲ニ雜種課金條例ヲ改正シテ新情勢ニ對應シ課金徵收上遺漏ナキヲ期セントス

(五) 公課金督促條例改正ノ件

現行公課金督促條例ヲ廢止シ左ノ通り改正ス

第一條 居留民團ノ課金、使用料、手数料、加入金等ヲ納期內ニ完納セサル者アルトキハ督促ヲ爲シ督促手数料一通ニ付銀貳拾圓ヲ徵收ス
第二條 民團長ハ納期經過後二十日以内ニ納付期限ヲ指定シタル督促狀ヲ發スヘシ
督促狀ニ指定スル納付期限ハ督促狀發付ノ日ヨリ七日以内トス
第三條 滯納者督促狀ノ受領ヲ拒ミ又ハ其ノ住所及居所不明ナルトキ若クハ民團所管地域外ニ在リテ送達不能ノ場合ハ公示送達ノ方法ニ依ルヘシ
督促狀ヲ爲シタル場合ニ於テハ納入額百兩ニ付一日三仙ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收スヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付民團長ニ於テ酌量スヘキ情狀アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

(68)

一、納入告知書一通ノ課金貳拾兩未滿ナルトキ
二、納期ヲ繰上ケ徵收ヲ爲ストキ
三、納稅者ノ住所及居所カ民團所管地域內ニ在ラサル爲又ハ其ノ住所、居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納付ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ
第五條 督促ノ指定期限迄ニ滯納金督促手数料ヲ完納シタルトキ又ハ前條ニ依リ計算シタル金額カ拾圓未滿ナルトキハ延滞金ハ之ヲ徵收セス
第六條 督促手数料及延滞金ハ督促狀ニ記載シ告知書ハ別ニ之ヲ發セス滯納金ト同時ニ徵收ス
第七條 督促狀ニ指定シタル期限內ニ滯納金督促手数料及延滞金ヲ完納セサルトキハ居留民團法施行規則第八十八條ニ依リ處分ス
附則トシテ左ノ二項ヲ加フ
本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十二年三月三十一日發布ノ公課金督促條例ハ之ヲ廢止ス

理由

本條例ハ明治四十二年ノ制定ニ係リ現下ノ狀況ニ即セサルミナラス長年ニ亙ル延納及滯納ノ弊風ヲ矯正シ是等ニ起因スル財政經理上ノ支障ヲ除去セントスルノ趣旨ニ因ル

(70) (69)

<p>(六) 民團收支金建ニ變更スルノ件</p> <p>一、本民團ノ收支ハ邦貨ヲ以テ基準トス</p> <p>二、前項實施ノ期日ハ「民團長之ヲ定ム」</p> <p>三、前項實施ニ際シテハ本民團各條例中銀弗トアルハ金圓ニ改ム</p> <p>理由</p> <p>從來本民團ノ收支ハ銀幣ヲ以テ基準トセルモ最近邦貨ノ流通ヲ見ルニ至リタルニヨリ適當ノ時期ニ於テ邦貨ヲ以テ基準トスベキヲ妥當ト認メタルニヨル</p> <p>(七) 天津居留民團長助役條例改正ノ件</p> <p>天津居留民團長助役條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>一、第四條ヲ左ノ如ク改ム</p> <p>第四條 助役ノ年俸ハ六千弗以上八千弗以下トシ民團長之ヲ定ム</p> <p>其他給與ニ關スル規定ハ參事會之ヲ定ム</p> <p>(八) 天津居留民團助役決定ノ件</p> <p>一、本民團助役ヲ前田鐵雄ト定ム</p>	<p>(70)</p> <p>昭和十二年第四十二次居留民會臨時會要錄</p> <p>一、議員 三十二名</p> <p>二、會期 昭和十二年十一月二十九日(一日)</p> <p>三、會場 天津日本高等女學校講堂</p> <p>四、成績 省略す</p> <p>五、議長及會議係</p> <table border="0"> <tr> <td>議長</td><td>遠山</td> <td>副議長</td><td>白澤</td> <td>民團長</td><td>野井</td> <td>書記</td><td>山澤</td> <td>書記</td><td>山下</td> <td>連記</td><td>池萬</td> <td>全子</td><td>龜子</td> </tr> </table>	議長	遠山	副議長	白澤	民團長	野井	書記	山澤	書記	山下	連記	池萬	全子	龜子
議長	遠山	副議長	白澤	民團長	野井	書記	山澤	書記	山下	連記	池萬	全子	龜子		

<p>議事速記録目次</p> <p>一、皇軍出動感謝文贈呈決議</p> <p>二、御下賜金拜受ノ件</p> <p>三、今次事變ニ關スル諸般報告</p> <p>四、事變關係事務ニ關スル件</p> <p>五、事變關係會計ニ關スル件</p> <p>六、會計檢査報告</p> <p>七、今次賜リタル御下賜金ヲ御下賜金記念事業費特別會計ニ繰入レノ件</p> <p>八、故田代將軍記念事業費特別會計條例案</p> <p>九、昭和十二年度故田代將軍記念事業費特別會計歲入出豫算案</p> <p>一〇、雜種課金條例改正ノ件</p> <p>一一、公課金督促條例改正ノ件</p> <p>一二、民團ノ收支ヲ金建ニ變更スルノ件</p> <p>一三、天津居留民團長助役條例改正ノ件</p> <p>一四、天津居留民團助役決定ノ件</p> <p>一五、參事會員選舉</p> <p>一六、居留民團會計檢査委員選舉</p> <p>附錄</p>	<p>(69)</p> <p>七〇 六五 六三 六二 四八 四八 四六 四三 三一 三〇 二九 二六 二一 九 八 五頁</p>
--	--